

「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」の改正案に関する市民意見の募集について

皆様の御意見を募集します



募集期間 令和6年10月30日(水)～11月29日(金)

京都市では、平成16年に「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、市民及び本市を訪れる方の福祉を推進しています。

今般、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)の施行令(以下「政令」という。)が改正され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の改正案を取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

改正の概要

① 政令改正に伴う規定整備

バリアフリー化に対する社会的要請の高まりを受け、一定規模以上の建築物を新築する場合等におけるバリアフリー基準について、下表のとおり政令の見直しが行われることを踏まえ、条例の規定整備を行います。

改正前(現在)

(1)【政令】トイレ	建築物に1以上 の「車椅子使用者用便房」の設置を義務付け
(2)【市条例】駐車場	駐車場の台数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用駐車施設」の設置を義務付け
(3)【市条例】劇場等の客席	劇場等の座席数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用スペース」の設置を義務付け

改正後(令和7年6月1日以降)

(1)【政令】トイレ	原則、建築物の階ごとに1以上 の「車椅子使用者用便房」の設置を義務付け ※ 床面積1,000㎡未満の階がある場合は、それらの階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上
(2)【政令】駐車場	駐車場の台数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用駐車施設」の設置を義務付け(現行条例と同等)
(3)【政令】劇場等の客席	劇場等の座席数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用スペース」の設置を義務付け(現行条例と同等以上)

(2)駐車場及び(3)劇場等の客席については、改正政令により現行条例と同等以上の整備基準が設けられることから、これまで京都市が条例で定めていた整備基準を廃止します。

② 協議等の手続の合理化

- 法対象(バリアフリー法の整備基準が適用される一定規模以上の建築物の新築等)
 - バリアフリー基準の適合性を含め、建築基準法の確認・検査に一本化
 - 条例による協議・検査が不要に！(皆様の負担が軽減されます。)
- 条例対象〔バリアフリー法の整備基準が適用されない小規模な建築物の新築等〕
〔大規模の修繕・模様替を行う建築物〕
 - 引き続き、条例による協議・検査が必要

③ 違反行為に係る公表制度の創設

条例の手続対象となる小規模な建築物について、違反行為があった場合に公表することができる制度を新たに設けます。

なお、前記①及び②の改正により、バリアフリー法の対象となる一定規模以上の建築物における違反行為については、建築基準法又はバリアフリー法の罰則が適用されることとなります。

以上により、条例の罰則規定は廃止します。

【公表の対象となる者】

- ・ 条例の命令に違反した者
- ・ 報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- ・ 立入調査、立入検査を拒んだ者等

今後の予定

令和7年2月 条例改正案を市会に提案
6月 周知期間を経て施行

